


整理番号	36
------	----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	--

支出証拠書

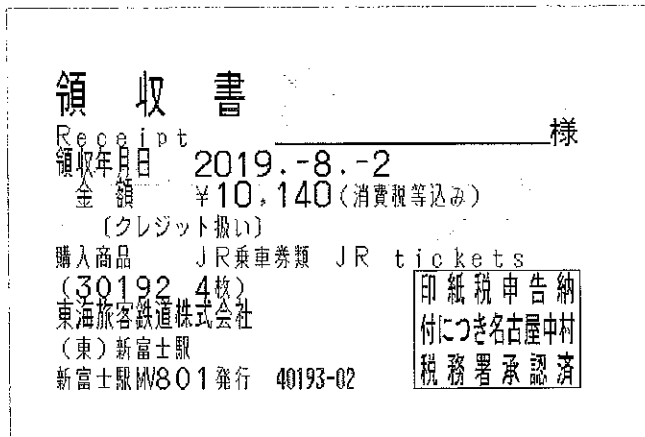
(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・早川育子)

経費項目	調査研究費・ 研修費 ・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	第17回がん政策サミット2019参加 交通費、駐車料金		
年月日	令和元年 8月 2日～平成 年 月 日	金額	11,140 円

目的	第17回がん政策サミット2019に参加
使途	交通費（新富士～東京往復）駐車料金
政務活動・ 県政との 関連性	第17回がん政策サミットに参加し、がん政策の現状を確認するとともに他県の取り組みや関係者の意見をうかがう事により、今後の県政におけるがん政策に反映していく。

《領収書貼付枠》

- ※ 支払者 早川育子
- ※ 別紙



按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	11,140円	100%	11,140円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

領 収 証

1年8月2日

早川 ひとみ 様

沼津
静岡
山梨
富士山



駐 車 時 間

9 時 59 分 から

駐 車 料 金

¥ 1,000

新 富 士 駅 北 口 駐 車 場



オーケー

パーキングOK

静岡県富士市柳島276-7

TEL (0545) 61-8321

整理番号	37
------	----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	--

支出証 抛書

(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・早川育子)

経費項目	調査研究費・ <u>研修費</u> ・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	第17回がん政策サミット2019参加 資料代		
年 月 日	令和元年 8月 2日～平成 年 月 日	金 額	3,000 円

目 的	第17回がん政策サミット2019に参加
使 途	資料代
政務活動・ 県政との 関連性	第17回がん政策サミットに参加し、がん政策の現状を確認するとともに他県の取り組みや関係者の意見をうかがう事により、今後の県政におけるがん政策に反映していく。
<<領収書貼付枠>> 支払者：早川育子	

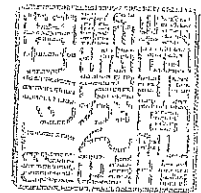
領 収 証

¥ 3,000-

第17回がん政策サミット2019（2019年8月2,3,4日開催）資料代として



特定非営利活動法人がん政策サミット
理事長 埴岡 健一

〒155-0032 東京都世田谷区代沢5-34-14 片桐ハイツ101号室



按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	3,000円	100%	3,000円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

決 裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
<p>県外調査概要書</p> <p>令和元年8月2日</p> <p>会派名・議員氏名 公明党静岡県議団 早川育子</p>						
目 的	第17回がん政策サミットに参加し、本県がん対策施策に反映していく。					
年 月 日	令和元年8月2日(金)					
場 所	アットビジネスセンター東京駅八重洲通り					
内 容	<p>1 行程 新富士駅～東京駅往復</p> <p>2. 心算者 別紙の通り</p> <p>3 内容 別紙の通り</p> <p>4 県政への反映</p> <p>来年は都道府県がん対策推進計画の中間評価の年となる。自県の計画がどのように評価されていくのか、患者、医療現場、地域での状況が確実に進んでいるのかを患者の視点で行うことが重要である。このような視点から行われたサミットは他県の取り組み内容も確認でき大変参考となった。また、がん登録や患者体験調査を中間評価に反映・活用する意義を学ぶことができた。さらに、都道府県別のグループワークでは整合性評価、実行評価、効果評価、費用対効果の視点での模擬中間評価を行い、このような観点での手法はこれまで実施されておらず大変参考となった。さらに患者関係者、医療従事者、議員、行政職員など異なる立場での検討がより効果的であることも実感できた。</p> <p>静岡県におけるがん対策推進計画の中間評価に当たり、参考とし、推進していきたい。</p> <p>今回も日程の関係で1日のみの参加となったことは残念であった。</p>					

*本概要書は、県外における調査研究活動のために政務活動費を支出した場合に提出する。

【第17回がん政策サミット】内容報告

～みんなの知恵を集め、効果的な中間評価を効果的に実行しよう～のサブタイトルにある通り、来年、中間評価をむかえる各都道府県のがん対策推進計画を効果的に推進するために、患者、医療現場、行政、議員、メディア、企業の六身一体が一堂に会し、患者視点での評価を行うことで、様々な気づきがあり、社会を変えていけるとの目的で今サミットが実施されている。

・今回は、来年、第3期のがん対策推進計画の中間評価に活用できる講演の後、各都道府県による整合性評価「ロジックモデルが論理的につながっているのか」気づき、困りごとの共有を行った。

講演「がん登録を中間評価に活用する」国立がん研究センターがん対策情報センターがん登録センター 室長 松田智大氏

- ・これまでがん登録をがん対策に活かすためにはデータの精度が課題であった。
- ・2016年「がん登録推進法」施行後がんの届出が義務化となった。これにより精度が向上し、都道府県の格差、小児がん、希少がんの数なども把握できるようになった。がん登録のデータをいかに使っていくかが科学的評価に基づいたがん対策を推進することになる。生存率、がん種別の有病数と経済的な指標、喫煙率、肝炎ウイルスのキャリアの割合などと掛け合わせることで分析が進んだ。
- ・中間評価の際、根拠ある介入方法の選択、他県の好事例なども参考に、六身一体で進め、失敗したと思ったらすぐに見直すことが重要。

講演「患者体験調査から何を見ることができるか」国立がん研究センターがん対策情報センター がん登録センター長兼がん臨床情報部長 東尚弘氏

- ・平成23年頃、第2期がん対策推進基本計画策定時、がん対策で最初に患者さんによる評価の必要性が認識された。中間評価の平成27年に患者体験調査を実施。院内リストから無作為に抽出し調査。
- ・初診から診断、治療開始までの時間、情報が十分提供されたか、必要事項の説明があったか、経済的な負担の軽減、治療の見通しが持てたか、就労継続への相談・サポートの有無など。
- ・この調査は様々な患者さんの様子がわかり、課題もあるが施策に反映できると考える。病院の負担を軽減するためにも、今後、ウェブ調査も検討していきたい。

講演「計画評価の新トレンド～評価で計画の再構築を」

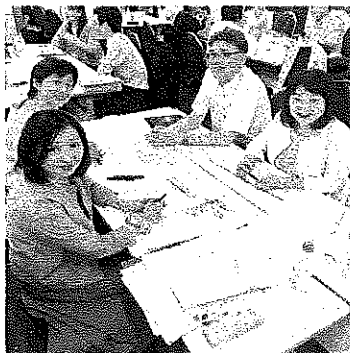
日本経済新聞社 社会部 次長 ■■■■■氏

- ・政策評価でロジックモデルを使ったPDCAサイクルが重要とされてきているが、なかなか広がらない。これは、日本人が「評価」になじみがないからなのではないか。
- ・小泉内閣で地方に財源と権限を渡す三位一体改革が行われるようになり、自治体でも政策評価が実施されるようになってきた。
- ・「評価は物事の価値を体系的に明らかにすることである」と国際開発センター佐々木亨氏が述べている。価値評価のためには①セオリー評価②プロセス評価③インパクト評価④効率性評価が必要である。
- ・評価は最終だけでなく中間に行うことで軌道修正ができる。「中間評価をおこなう」と明記していない都道府県も多いが、「中間評価をしてはいけない」というルールはない。がん登録などのデータがあり、それを活用した評価と改善が今後のがん対策のカギになる。
- ・中間評価することで、がんの計画と対策を改善していただきたい。

特定非営利活動法人がん政策サミット理事長 埴岡健一氏より、「中間評価ガイドブック」をフル活用して今日から準備を、と題して評価の基礎知識について説明があった後、都道府県別のグループワークが実施された。

- ・がん対策をやったかどうかではなく、やったことで患者さんがよくなったのか、「患者さん・住民のため」が第一となる。がん対策は、政策を決めるプロセスから患者さんが入っているので、中間評価にも患者さんが入る参加型評価となる。
- ・グループワークでは「がんと診断された時からの緩和ケア」分野の模擬中間評価が行われた。患者関係者、医療提供者、行政担当者、議員など様々な立場が参加し、多様な立場が参加することにより、多角的な見方ができた。

【グループワークの様子】



※ 講演会中は写真撮影禁止のため、講師の写真はありません。

整理番号	38
------	----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・早川育子)

経費項目	調査研究費 研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費							
内容	県民相談対応（私学対応について） 高速料金							
年月日	令和元年	8月6日	～平成	年	月	日	金額	2,300円

目的	私学対応について相談を伺い調査をおこなう。
使途	高速料金（富士川～静岡 静岡～富士）
政務活動・県政との関連性	担当者と共に私学における生徒対応について相談を伺い、今後の対応について調査。今後の県政反映していく。

<<領収書貼付枠>>	ご利用ありがとうございます。 利用証明書 料金所(自) 富士川スマート 料金所(至) 静岡 19年 8月 6日 9時59分 <hr/> 通行料金 ￥1,070- (ETCクレジット) 車種 1 取扱番号 A46908-062948-139833 確 <small>本利用証明書は、ETC利用照会サービスで印字されたものです。サービス内容の確認は、http://www.etc-meisai.jp/にアクセスして下さい。</small>	ご利用ありがとうございます。 利用証明書 料金所(自) 静岡 料金所(至) 富士 19年 8月 6日 16時37分 <hr/> 通行料金 ￥1,230- (ETCクレジット) 車種 1 取扱番号 A46908-062948-140336 確 <small>本利用証明書は、ETC利用照会サービスで印字されたものです。サービス内容の確認は、http://www.etc-meisai.jp/にアクセスして下さい。</small>
------------	---	---

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	2,300円	100%	2,300円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	39
------	----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・早川育子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費 (要請陳情等活動費) 会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	新々富士川橋建設促進期成同盟会知事要望 高速料金		
年月日	令和元年 8月 7日～平成 年 月 日	金額	2,140円

目的	新々富士川橋建設促進期成同盟会知事要望に同行し、地域課題について意見交換をおこなう。
使途	高速料金 (富士川 ~ 静岡 静岡 ~ 富士川)
政務活動・ 県政との 関連性	新々富士川橋建設促進期成同盟会知事要望に同行し、地域課題について意見交換を行い、今後の県政に反映していく。

<<領収書貼付枠>>	ご利用ありがとうございます。 利用証明書 料金所(自) 富士川スマート 料金所(至) 静岡 19年 8月 7日 9時37分 通行料金 ¥1,070- (ETC/レゾット) 車種 1 取扱番号 A46908-072948-141432 確 <small>本利用証明書は、ETC利用照会サービスで印字されたものです。サービス内容の確認は、http://www.etc-meisai.jp/ にアクセスして下さい。</small>	ご利用ありがとうございます。 利用証明書 料金所(自) 静岡 料金所(至) 富士川スマート 19年 8月 7日 15時22分 通行料金 ¥1,070- (ETC/レゾット) 車種 1 取扱番号 A46908-072948-141838 確 <small>本利用証明書は、ETC利用照会サービスで印字されたものです。サービス内容の確認は、http://www.etc-meisai.jp/ にアクセスして下さい。</small>
------------	--	---

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	2,140円	100%	2,140円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	40
------	----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者
----	-------	--	-------	--	-------

支出証拠書

(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・早川育子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費 <u>要請情報活動費</u> 会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	富士治山治水期成同盟会、国道469号建設促進期成同盟会知事要望 高速料金		
年月日	令和元年 8月 8日～平成 年 月 日	金額	2,300円

目的	富士治山治水期成同盟会、国道469号建設促進期成同盟会知事要望に同行し、地域課題について意見交換をおこなう。
使途	高速料金 (富士川 ~ 静岡 静岡 ~ 富士)
政務活動・ 県政との 関連性	富士治山治水期成同盟会、国道469号建設促進期成同盟会知事要望に同行し、地域課題について意見交換を行い、今後の県政に反映していく。

<<領収書貼付枠>>	ご利用ありがとうございます。 利用証明書 料金所(自) 富士川スマート 料金所(至) 静岡 19年 8月 8日 9時30分 <hr/> 通行料金 ¥1,070- (ETCクレジット) 車種 1 取扱番号 A47908-089061-658537 <small>本利用証明書は、ETC利用照会サービスで印字されたものです。サービス内容の確認は、http://www.etc-meisai.jp/にアクセスして下さい。</small>	ご利用ありがとうございます。 利用証明書 料金所(自) 静岡 料金所(至) 富士 19年 8月 8日 16時54分 <hr/> 通行料金 ¥1,230- (ETCクレジット) 車種 1 取扱番号 A47908-089061-660335 <small>本利用証明書は、ETC利用照会サービスで印字されたものです。サービス内容の確認は、http://www.etc-meisai.jp/にアクセスして下さい。</small>
------------	--	--

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	2,300円	/	2,300円
		100%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	41
------	----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

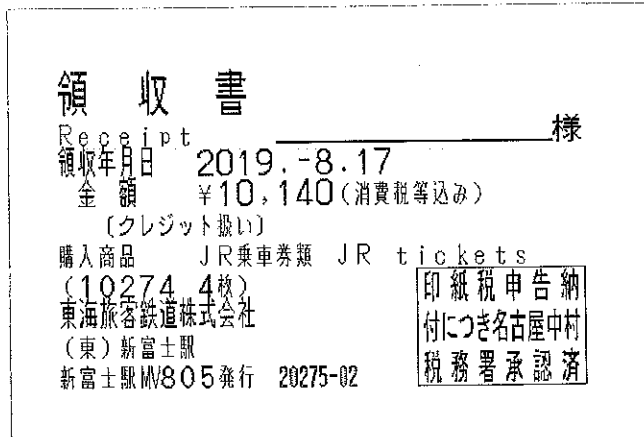
(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・早川育子)

経費項目	調査研究費・ <u>研修費</u> ・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	「子ども発達・基礎セミナー」「学校いじめ予防セミナー」参加 (交通費)		
年月日	令和元 平成30年	8月17日	～平成 年 月 日
金額	10,140円		

目的	「子ども発達・基礎セミナー」「学校いじめ予防セミナー」参加
使途	交通費 (新富士 ~ 東京往復)
政務活動・ 県政との 関連性	県政課題解決に向けた研修会 (子ども発達・基礎セミナー) に参加し、議会質問や委員会等に繋げ、県政に反映していく <u>学校いじめ予防セミナー</u>

《領収書貼付枠》



※ 支払者 早川育子



按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	10,140円	100%	10,140円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	42
------	----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・早川育子)

経費項目	調査研究費・ <u>研修費</u> ・広聴広報費・要請情報謝費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費				
内容	「子ども発達・基礎セミナー」「学校いじめ予防セミナー」参加 (参加費)				
年月日	令和元年 平成30年	8月17日	～平成	年 月 日	金額 32,400円

目的	「子ども発達・基礎セミナー」「学校いじめ予防セミナー」参加
使途	参加費
政務活動・ 県政との 関連性	県政課題解決に向けた研修会（子ども発達・基礎セミナー）に参加し、議会質問や委員会等に繋げ、県政に反映していく

《領収書貼付枠》

※ 別紙

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	32,400円	/	32,400円
		100%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

領収書

令和 1 年 8 月 17 日

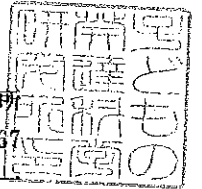
静岡県議会公明党
早川育子

様

8月17日東京開催の、弊所主催「子ども発達・基礎セミナー」講演会受講料について、
下記の通り、領収いたしました。

¥16,200-

公益社団法人 子どもの発達科学研究所
530-0001 大阪市北区梅田1-1-3-267
代表理事 片山泰



領収書

令和 1 年 8 月 17 日

静岡県議会公明党
早川育子



様

8月17日東京開催の、弊所主催「学校いじめ予防セミナー」講演会受講料について、
下記の通り、領収いたしました。

¥16,200-

公益社団法人 子どもの発達科学研究所
530-0001 大阪市北区梅田1-1-3-267
代表理事 片山泰



決 裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者
<p>県 外 調 査 概 要 書</p> <p>令和元年8月17日</p> <p>会派名・議員氏名 公明党静岡県議団 早川育子</p>					
目 的	子どもの発達・基礎、学校いじめ予防セミナーに参加し県政に反映する				
年 月 日	令和元年8月17日（土）				
場 所	フォーラムミカサエコ 7Fホール				
内 容	<p>1 行程</p> <p>新富士～東京 東京～神田往復</p> <p>2 講師</p> <p>和久田学氏 （公益社団法人 子どもの発達科学研究所 主席研究員）</p> <p>3 聴取内容及び県政への反映</p> <p>別紙参照</p>				

*本概要書は、県外における調査研究活動のために政務活動費を支出した場合に提出する。

【 研 修 会 報 告 】

日 時 : 令和元年8月17日(土) 13:30~17:00

内 容 : 講師 和田学氏
(公益社団法人子どもの発達科学研究所主席研究員)

1、子どもの発達・基礎セミナー

・発達障がいに関しては2005年に発達障害者支援法が成立してから本格的な取り組みとなった。既に欧米諸国では、1970年代に知的障がいのない自閉症が話題となっていた。日本の教育現場では、インクルーシブ教育、つまりすべての子どもが通常学級に行けることになっているが、現場ではかなりの混乱が生じている。

・1979年(当時の)養護学校義務化となり、2007年学校教育法の一部が改正され「特別支援教育」が法律上位置づけられた。特殊教育と特別支援教育の在り方が制度上整備されてきた。2017年の公立小中学校を対象にした調査では、校内委員会設置率84.7%、特別支援教育コーディネーター指名率86.7%、個別計画策定率85.9%、教師の研修受講率74.3%となっているが、中身については全く言及されていない。

・特殊学級と特別支援学校では教師の質に差が生じている。また、知的障がいを伴わない子どもが増加傾向にあり、特に進学に関する課題は大きい。欧米では大学進学率100%と言われ、科学的な根拠に基づきクラス構成が成され、教師だけでなく様々な立場の人が関わっている。

・発達障がいの場合、早期発見、早期療育が効果的とされ、アメリカでは2歳児でダブルチェックが行われ対応が早い。日本の場合、障がいが疑われてからの診断、告知、家族の受容に時間がかかるとされる。様々なタイプの保護者がいるが、保護者を支えることは子どもを支えることになる。その子にあった教育かどうかを明確に親に説明できる専門家が必要とされる。

・「すべての子どもの目標は成人期の幸せにある」これを達成するためには認知スキルに加えコミュニケーション、忍耐、社会性など非認知スキルを早い段階から育てる必要がある。

・本来のインクルーシブ教育は障がいの有無を区別せず一人一人の教育的ニーズに応じた教育が実施されることである。「全ての子どもにその子に合った質の高い教育を提供すべき」との理念である。そのためには①就学相談・就学決定システム②障がいのある子どものための「合理的配慮」③多様な学び場の整備と学校間連携④教職員の専門性向上が重要である。

・子どもの権利擁護、障害児（者）の権利擁護という重要な観点が必要である。子どもの権利が最優先されるべきであり、支援・指導が継続されていく事が重要であるが、多くの場合データの有効活用ができていない。

・教師の体罰や不適切な指導の問題が起こるのは、教師に必要な知識、スキルが充分でないためである可能性が高い。

・発達障がい支援法が成立し、ようやく発達障がいの概念が定義され正しい知識、正しい理解の上に支援体制が確立された。早期発見、早期療育により大きな可能性が生まれる。日本に於いては問題が起こってから発達障がいに気づき、支援が始まるというパターンになっている。

・科学的なデータをもとに早期発見、早期療育を行うこと、正しい知識をもとに正しい支援が行われることが重要である。

2、学校いじめ予防セミナー

・いじめによる自殺事件が相次ぐなか、文部科学省調査による「平成29年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」、国立教育政策研究所による「いじめ追跡調査」が実施された。

・欧米諸国と違い、日本では誰でもいじめの加害者、被害者になる可能性があり、いじめは「普通」の子どもによって行われる。個人の気質、要因ではなく状況的な説明を考慮すべきである。いじめの加害に向かせる要因は①友人ストレス、②競争的価値観、③不機嫌怒りのストレスとした。

・平成25年いじめ防止対策推進法により、いじめの定義が明確化された。①行為があること（心理的又は物理的な影響を与える行為）、②被害者が心身の苦痛を感じていること

・いじめ防止のために文部科学省がマニュアル、ガイドブックを提示している。（「いじめ防止等のための基本的な方針」）

・これに即していけば、環境との相互作用によりいじめは減るはずである。その為にもいじめの早期発見は重要であり、教職員は対応の在り方を深めておく必要がある。

・地域や家庭との連携も不可欠であり、全ての大人が連携していく必要がある。

・指導により十分な効果をあげることが困難な場合は関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法律関係等）との適切な連携が求められる。

・いじめ防止のために、国は人材の育成、資質の向上、調査研究、いじめ問題の正しい理解の普及啓発を実施すべきである。また、学校が実施すべきことは、法律に基づき、いじめ問題対策の組織を設置し、重要事項に関しては調査、対応していく必要がある。

・発達障がいのある児童生徒や外国人の児童生徒など、特に配慮が必要な児童

生徒への対応も必要である。

- ・学校における措置として、いじめについての共通理解、いじめに向かわない態度・能力の育成、いじめが生まれる背景と指導上の注意について十分な理解をすることで、いじめを防止することができる。

- ・法制度などの整備により、いじめについての認知はされてきているが、効果があがっているかどうかは不明。

- ・いじめを科学的に捉えると「反復と力の不均衡によって特徴づけられる攻撃行動の一部」また「1人またはそれ以上の者のネガティブな行為に、連続して、長期にさらされること」と定義される。

- ・いじめには加害者、被害者に加え、傍観者の存在があるが、見ているだけでも加害者となり、被害者と同じ心理的な苦痛を受けている。傍観者の研究も進められ、いじめを見ている子どもが制止すると半数は止まることが分かった。傍観者を変えることが効果的であることが分かった。

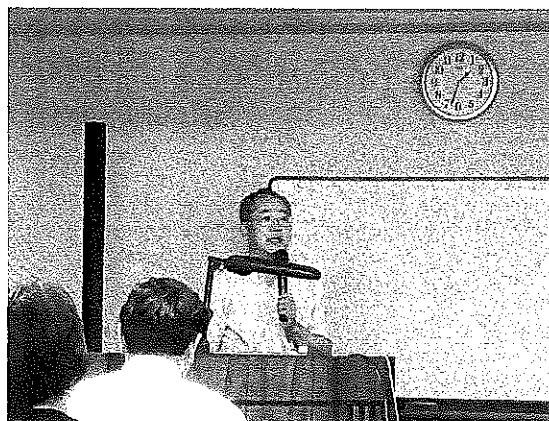
- ・問題への対応として1次予防（全体への啓発）、2次予防（早期対応）、3次予防（徹底介入）があげられる。

- ・重大事態が起きたら、文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に則り対応。（調査委員会を立ち上げ調査、報告、指導）あくまでも法に則り速やかに対応することが重要。

- ・いじめは子どもの発達に悪影響を与えるため、解決することにより成人期の様々な問題（精神疾患、不就労、引きこもり、犯罪、自殺など）を予防することになる。

- ・日本の場合、「いじめ防止対策推進法」の施行により充実してきてはいるが、科学的な分析が不足している。いじめに関する具体的事実を研究により明確にし、どのような対策が効果があるかを見極めていく必要がある。

【 講師 和田学 氏 】



【県政への反映】

・これまでも会派として発達障がい児者の支援について質問を重ね、来年4月現在の静岡県発達障がい者支援センターが再編され、県東部、西部それぞれに外部委託で発達障がい者支援センターが開設となる。早期発見、早期療育の必要性を再確認するとともに、保護者への支援の重要性も学ぶことができた。

・発達障がい支援に関して、特に教育現場での対応で、特に教職員の理解の促進は急務であると実感。サポートする人材の確保、予算対応など課題は山積している。

・「すべての子どもの目標は成人期の幸せにある」との講師の言葉に、個々人の教育目標が設定され、将来像を見据えたかかわりの重要性を認識できた。

・いじめ問題は、年々深刻化し、相談件数も増加しているなかで、静岡県では議員立案で平成28年12月「静岡県子どもいじめ防止条例」が制定された。いじめがおこる要因、加害者、被害者に加え傍観者の分析を行うことでいじめ予防につながることを具体的に学ぶことができた。

・いじめを科学的な見地で分析する重要性も学ぶことができたが、具体的な手法については更なる研鑽が必要である。

・子どもたちの健全な育成を願う中で、誰一人いじめの犠牲者にしてはならないし加害者にしてもいけない。まずは、人権を尊重する啓発が基本的に必要であり、いじめが発生した時の早期の対応が重要である。特に学校現場における早期の対応は不可欠であり、そのためにも教職員の人材育成は欠くことができないことを再確認できた。

・あらためて「いじめ防止推進法」に則り対応を進めていく必要性を実感した。

・今回学んだ発達障がいへの支援、学校でのいじめ予防は重要課題であり、今後の議会活動に役立て、県政に反映していきたい。

整理番号	43
------	----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者
----	-------	--	-------	--	-------

支出証拠書

(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・早川育子)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費(要請陳情等活動費)・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	富士市知事要望 交通費		
年月日	令和元年 8月20日～平成 年 月 日	金額	2,020円

目的	富士市政における知事要望に同行し、地域課題について意見交換をおこなう。
使途	交通費(富士～静岡 静岡～新富士)
政務活動・県政との関連性	富士市政における知事要望に同行し、地域課題について意見交換を行い、今後の県政に反映していく。

<<領収書貼付枠>> ※ 支払者 早川育子 ※ 駅まで家族送迎	領収書-No 14 窓口-No 761 駅-No 51201160 領収書 様 金額 ￥580円 「消費税等込み」 但し、乗車券類として 上記金額確かに領収致しました 2019年 8月20日 東海旅客鉄道株式会社 ご利用いただきましてありがとうございます	領収書-No 15 窓口-No 761 駅-No 51201160 領収書 様 金額 ￥1,440円 「消費税等込み」 但し、乗車券類として 上記金額確かに領収致しました 2019年 8月20日 東海旅客鉄道株式会社 ご利用いただきましてありがとうございます
	静岡駅 現金出納社員	静岡駅 現金出納社員

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	2,020円	/	2,020円
		100%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	44
------	----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・早川育子)

経費項目	(調査研究費) 研修費・広聴広報費・要請情等謝儀・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県民意見聴取 (中小企業対策、青少年育成について) 高速料金		
年月日	令和元年 8月21日	～平成 年 月 日	金額 2,370円

目的	①個人経営者と今後の中小企業対策について意見交換を行う。 ②子ども県議会参加し意見交換
使途	高速料金 (富士 ～ 沼津 沼津 ～ 静岡)
政務活動・県政との関連性	中小企業対策や青少年育成について意見交換を行い、今後の県政反映していく。

<<領収書貼付枠>> ご利用ありがとうございます。 利用証明書 料金所(自) 富士 料金所(至) 沼津 19年 8月21日 9時10分 通行料金 ¥650- (ETCクレジット) 車種 1 取扱番号 A48908-216450-390038 確 <small>本利用証明書は、ETC利用照会サービスで印字されたものです。サービス内容の確認は、http://www.etc-meisai.jp/ にアクセスして下さい。</small>	ご利用ありがとうございます。 利用証明書 料金所(自) 沼津 料金所(至) 静岡 19年 8月21日 12時31分 通行料金 ¥1,720- (ETCクレジット) 車種 1 取扱番号 A48908-216450-391036 確 <small>本利用証明書は、ETC利用照会サービスで印字されたものです。サービス内容の確認は、http://www.etc-meisai.jp/ にアクセスして下さい。</small>
---	--

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	2,370円	100%	2,370円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	45
------	----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者
----	-------	--	-------	--	-------

支出証拠書

(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・早川育子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費 (資料購入費)・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読料 (静岡・朝日・富士・岳南)		
年月日	令和元年 8月26日~平成 年 月 日	金額	4,041円

目的	情報収集の為の新聞購読
使途	新聞購読料 (静岡、朝日、富士、岳南)
政務活動・ 県政との 関連性	日々情報収集し、県政に対して提言・要望・調査依頼等を行うため

《領収書貼付枠》

領収証 (口座振替)

支店 01 区域 006 順路 006 公明党県議団 振様

朝日新聞 朝刊	1	3,353	8,082 円
静岡新聞	1	2,980	
岳南朝日新聞	1	822	
富士ニュース	1	927	

2019 年 08 月分
領収されました (引落日)
2019 年 08 月 26 日

(有) 星野新聞
静岡県富士市緑町 1-28 本店 0545-52-0376

ご購読ありがとうございます。本証はご保存下さい。全紙その他の巻を訂正したものは無効です。

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
私用としての利用があるため、按分する。	8,082円	1/2	4,041円
		50%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	46
------	----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・早川育子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費(資料購入費)・事務費・事務所費・人件費				
内容	新聞購読料(毎日・日経)				
年月日	令和元年 8月26日~平成	年	月	日	金額 4,100円

目的	情報収集の為の新聞購読
使途	新聞購読料
政務活動・ 県政との 関連性	日々情報収集し、県政に対して提言・要望・調査依頼等を行うため

《領収書貼付枠》

領収証 兼 自動振替済証
公明党県議団様

2019年 8月分
(9) 644.00自振
お問合せNo.

柚木 460-7

銘柄	部数	単価	金額	備考
毎日新聞朝刊	1	3,300	3,300	
日本経済新聞	1	4,900	4,900	

合計金額
8,200円

毎度ご購入有難うございます。
上記の金額正に領収致しました。

まだまだ続く暑い夏。スポ日も熱い！
話題の女子プロゴルフ・世界陸上・
ラグビーワールドカップ。試読は1週間
無料です。お気軽にお問合せください。

株式会社 田畑新聞店
静岡県富士市本市場112番地
TEL: 0545-61-0011

按分の理由 私用としての利用があ るため、按分する。	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	8,200円	1/2 50%	4,100円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	47
------	----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	--

支出証 抛書

(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・早川育子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費 (資料購入費)・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読料 (読売)		
年月日	令和元年 8月26日～平成 年 月 日	金額	1,850 円

目的	情報収集の為の新聞購読
使途	新聞購読料
政務活動・ 県政との 関連性	日々情報収集し、県政に対して提言・要望・調査依頼等を行うため

《領収書貼付枠》

領収証

公明党県議団 御中

2019年 8月分
(23) 141.00自振
お問合せNo. XXXXXXXXXX

銘柄	部数	金額	備考	合計金額
読売新聞朝刊	1	3,700		3,700 円

毎度、ご愛読いただきまして誠にありがとうございます
合計金額には、消費税が含まれています

新聞休刊日は9月9日付朝刊です
行楽や帰省等で新聞をお休みにする際は
お気軽に当店までお申し付け下さい
フリーダイヤル0120-185049
(証券No. 109-2019/08/23 13:00:36)

読売新聞・静岡新聞・スポーツ報知
有限会社 雨森新聞舗
〒416-0912 富士市加島町5-1-8
TEL(0545)61-5049/FAX(0545)61-3854

按分の理由 私用としての利用があるため、按分する。	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	3,700円	1/2 50%	1,850円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	48
------	----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者
----	-------	--	-------	--	-------

支出証拠書

(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・早川育子)

経費項目	調査研究費 研修費・広聴広報費・要請請等謝費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	補正予算案について意見交換 高速料金		
年月日	令和元年 年 8月27日～平成	年 月 日	金額 2,140円



目的	補正予算案について県担当者と意見交換を行う。
使途	高速料金 (富士川 ～ 静岡 静岡 ～ 富士川)
政務活動・ 県政との 関連性	補正予算案について担当者より説明を受け、意見交換を行い、今後の県政に反映していく。

<<領収書貼付枠>>	ご利用ありがとうございます。 利用証明書 料金所(自) 富士川スマート 料金所(至) 静岡 19年 8月27日 9時40分 通行料金 ¥1,070- (ETCクレジット) 車種 1 取扱番号 A49908-270951-137339	ご利用ありがとうございます。 利用証明書 料金所(自) 静岡 料金所(至) 富士川スマート 19年 8月27日 18時31分 通行料金 ¥1,070- (ETCクレジット) 車種 1 取扱番号 A49908-270951-138535
	本利用証明書は、ETC利用照会サービスで印字されたものです。サービス内容の確認は、 http://www.etc-meisai.jp/ にアクセスして下さい。	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	2,140円	100%	2,140円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	49
------	----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	--

支出証拠書

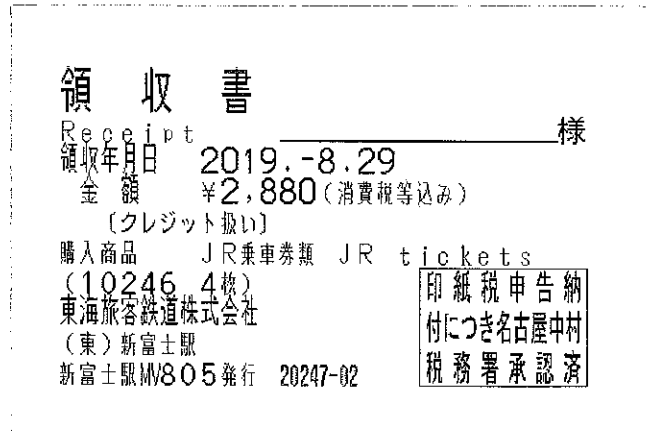
(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・早川育子)

経費項目	調査研究費) 研修費・広聴広報費・要請情報費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	「ふじのくに多文化共生推進シンポジウム」参加 交通費、駐車料金		
年月日	令和元年 8月29日～平成 年 月 日	金額	3,880円

目的	「ふじのくに多文化共生推進シンポジウム」参加
用途	交通費（新富士～静岡往復）、駐車料金
政務活動・ 県政との 関連性	「ふじのくに多文化共生推進シンポジウム」に参加し静岡県で活躍する外国人と支え手の事例を学び、今後の県政に反映していく。

《領収書貼付枠》

- ※ 支払者 早川育子
- ※ 駐車料金は別紙



按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	3,880円	100%	3,880円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

領 収 証

令和二年八月二十九日

早川 小枝 様

沼津
静岡
山梨
富士山



駐車時間 12時28分から

駐車料金 34,000

新富士駅北口駐車場

オーケー
パーキングOK

静岡県富士市柳島276-7
TEL (0545) 61-8321

整理番号	50
------	----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者
----	-------	--	-------	--	-------

支出証拠書 (自動車燃料代)

【 8 月分】 (会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・早川育子)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近)の給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)

経費項目	走行距離 (km)	積算方法※	充当額 (円)
事務費		円× km / km	円

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)
 ※領収書による充当方式
 ・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)
 ・充当限度割合による按分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名 ㊟

《領収書貼付枠》

別紙

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
私用分按分	20,857円	1/2	10,428円
		50%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入す



お客様控え

IDEMITSU (クレジット領収書)

317865

ハートランド富士給油所
TEL 0545-52-3829
サガミシード株式会社
静岡県富士市日乃出町1
TEL 0545-52-3829

売上 2019年 8月 3日 23:02

HAYAKAWA IKUKO様
出光クレジット

出光ゼアス P-31(内)
23.66 L 0133.0 3147円
01200.00

合計 3,147円
(内、消費税等(8.00%) 233円)

支払区分:一括
承認No.0000003442

カード会員

伝No: 10283 担当:8800

24年中無休で営業!
給油はまいどプラスがおすすめ!!



お客様控え

IDEMITSU (クレジット領収書)

317865

ハートランド富士給油所
TEL 0545-52-3829
サガミシード株式会社
静岡県富士市日乃出町1
TEL 0545-52-3829

売上 2019年 8月 8日 20:42

HAYAKAWA IKUKO様
出光クレジット

出光ゼアス P-22(内)
37.17 L 0133.0 4944円
01200.00

合計 4,944円
(内、消費税等(8.00%) 366円)

支払区分:一括
承認No.0000003459

カード会員

伝No: 10193 担当:8800



お客様控え

IDEMITSU (クレジット領収書)

317865

ハートランド富士給油所
TEL 0545-52-3829
サガミシード株式会社
静岡県富士市日乃出町1
TEL 0545-52-3829

売上 2019年 8月18日 18:01

HAYAKAWA IKUKO様
出光クレジット

出光ゼアス P-13(内)
33.05 L 0132.0 4363円
01200.00

合計 4,363円
(内、消費税等(8.00%) 323円)

支払区分:一括
承認No.0000003483

カード会員

伝No: 10003 担当:8800



お客様控え

IDEMITSU (クレジット領収書)

317865

ハートランド富士給油所
TEL 0545-52-3829
サガミシード株式会社
静岡県富士市日乃出町1
TEL 0545-52-3829

売上 2019年 8月24日 17:17

HAYAKAWA IKUKO様
出光クレジット

出光ゼアス P-4(内)
24.43 L 0130.0 3176円
01200.00

合計 3,176円
(内、消費税等(8.00%) 235円)

支払区分:一括
承認No.0000003491

カード会員

伝No: 10008 担当:8800



お客様控え

IDEMITSU (クレジット領収書)

317865

ハートランド富士給油所
TEL 0545-52-3829
サガミシード株式会社
静岡県富士市日乃出町1
TEL 0545-52-3829

売上 2019年 8月31日 07:53

HAYAKAWA IKUKO様
出光クレジット

出光ゼアス P-19(内)
40.21 L 0130.0 5227円
01200.00

合計 5,227円
(内、消費税等(8.00%) 387円)

支払区分:一括
承認No.0000003509

カード会員

伝No: 10534 担当:8800